

# 国保ニュース

国保ニュース(特別号)令和3年12月1日発行

発行所 建設連合国民健康保険組合

連絡先 〒105-0003 東京都港区西新橋1-6-11西新橋光和ビル6階

TEL03-3504-1241 FAX03-3504-1243

☎0120-76-1241(8:45~17:00/土日祝日、年末年始除く)

URL: <https://www.kr-kokuho.or.jp>

## 重要なお知らせ

### 令和4年3月から 組合員資格の再確認が始まります

この事業は組合員の皆様の**住所、業種、状況**が適正かどうかを確認する大変重要なものです。

令和4年3月に確認票が届きますので、客観的な証拠書類を添付して、提出期限までに所属する支部へ提出してください。

※ **客観的な証拠書類**については  
**裏面をご覧ください。**

ご理解とご協力をお願いいたします



組合員資格の再確認は、厚生労働省から全ての国保組合に対して、定期的実施するよう指導されているため、建設連合国保組合では、保険証の更新にあわせて2年に1回行っています。

今回の対象者は令和4年2月1日時点で当国保組合に資格のある方のうち、令和3年4月1日以降に加入された方を除いた方です。

※ コロナウイルス感染拡大により、令和3年に確認できた方も令和4年の組合員資格の再確認の対象となります。

組合員資格の再確認については、令和3年4月にお送りした建設連合国保ガイドブックP9~11で詳しく説明しています。

# 客観的な証拠書類について

客観的な証拠書類として、次の書類等の提出をお願いします。

## 一人親方や個人事業主の場合

客観的な証拠書類の第一順位は、**令和3年分の「確定申告書B(控え)のコピー」**です。  
 令和3年分の確定申告期間は令和4年2月16日(水)～3月15日(火)です。  
 確定申告書の職業欄は建設業に従事していることがわかるよう正しく記入してください。

第一表

第二表

**【年】**  
令和03年分として税務署に提出した控え。

**【職業】**  
職業欄で業種を確認します。建設業に従事していることがよくわかるよう正しく記入してください。  
 \*職業欄が空欄であったり、会社員、自営業、販売、修理などが記載されている場合、業種が確認できません。

**【営業収入(又は営業所得)】**

営業等	321
-----	-----

\*金額を伏せたい方は、マジックで1,000円以上のケタを塗りつぶしてください。  
 なお、すべてのケタを塗りつぶした場合は、無効となり、再度提出していただきます。

\* その他の客観的な証拠書類については、3月に送付される確認票に同封されている「提出していただく書類の選定方法」をご覧ください。

## 個人事業所の従業員の場合

客観的な証拠書類の第一順位は、**令和3年分の「源泉徴収票(受給者交付用)のコピー」**です。

**【年】**  
令和3年分として勤務先より受け取ったもの。

**【給与所得】**

支払金額	321	給与所得控除後の金額(調整控除後)	327
------	-----	-------------------	-----

\*金額を伏せたい方は、マジックで1,000円以上のケタを塗りつぶしてください。  
 なお、すべてのケタを塗りつぶした場合は、無効となり、再度提出していただきます。

**【事業所名】**  
事業所名が「〇〇工務店」、「〇〇塗装店」などの屋号の場合は、業種が確認できるとみなします。  
 ただし、支払者欄で業種が確認できない場合は、雇用証明書などが必要になります。

\* 源泉徴収票で業種等が確認できない場合は雇用証明書などが必要になります。

**注意** 事業所の形態や名称、住所が変わったとき、従事している業種が変わったとき、使用されている事業所が変わったときは、所属する支部に速やかに届出してください。